**都市計画法第３２条・宅地開発指導要綱・排水協議の協議申請書類一覧**

１　協議申請書（都市計画法第３２条、宅地開発指導要綱）

２　委 任 状　　※委任内容については、開発行為に係る申請等に関するものとする。

３　開発行為の概要、設計説明書

４　公共施設の管理者に関する事項（雨・汚水の人孔、管渠、公共桝、取付管、雨水抑制施設）

５　位　置　図（1/2,500　千葉市都市図）

６　公図の写し、施行同意書（地目、土地所有者、面積を記入）

７　現　況　図（既設の下水道施設、側溝等及び流下方向を図示）

８　求　積　図

９　土地利用計画図（用途別に着色）

10　排水計画平面図（汚水、雨水、抑制施設等を着色、流下方向を図示）※公共施設のみ記載

11　排水計画縦断図（汚水・雨水本管の布設ある場合のみ。縮尺：縦1/100、横1/500）

12　排水取付管断面図、道路占用許可申請に必要な図面

13　排 水 構 造 図（人孔、公共桝、取付管、管の基礎等）

14　雨水流出抑制計算書、工種別平面図（着色）

15　造成計画平面図（切土、盛土別に着色）、造成計画断面図（切土、盛土別に着色）

16　雨水流出抑制施設構造図（有効容量の計算）、水中ポンプ選定資料

17　雨水集水区域図（流域別着色）

雨水本管の布設ある場合のみ。

18　流 量 計 算 書

19　地下埋設物調査平面図・断面図 （調査結果を取付管断面図等に反映させること）

20　排水設備の協議に関する内訳

21　排水設備計画平面図（排水接続先の公共施設まで）

22　縦 断 図　　　※排水設備の基準勾配によることができない場合に作成

23　排水管及び桝リスト（汚・雨水別）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（排水設備がある

24　構造図（規格・既製品以外、オイル・グリーストラップ、人孔、公共桝、　　　場合のみ）

取付管、管の基礎等その他特殊構造）

25　排水設備計画検討書（区画割平面図、面積計算表、流量計算表）

　　※流量計算表については、やむを得ず基準勾配によることができない場合

**（参 考 資 料）**

１ 公共下水道区域外流入事前打合せ書（写）

２ その他、協議申請書に必要な図書

**（　備　考　）**

１　雨水の放流先が道路施設（側溝等）の場合は、14～16を参考資料にしてください。

２　20～25については、開発計画区域内に排水設備がある場合のみ。

３　上記図面等は**「開発区域を赤で囲み、Ａ４ファイル綴じ」**として、ファイル表・背表紙に協

議申請者名・開発申請場所を記入し、連絡先の名刺をファイル裏に貼り、**１部**を提出してくだ

さい。なお、**事務処理に受付から１０日～２週間程度要します。**

４　電話等による問い合わせについては、申請者名と開発申請地を申し出るようお願いします。

**また、協議等で来庁の際には、事前に担当者へ電話連絡をお願いします。**

＜問い合わせ先＞

・建設局下水道企画部 下水道営業課　ＴＥＬ：043-245-5447（直通）

　\*下水道施設の管理者との協議（３２条）に関すること　　　接続指導班：内線3295

　\*宅内排水設備に関すること　　　　　　　　　　　　　　　排水設備班：内線3291

**記載方法等**

１　協議申請書（都市計画法第32条、宅地開発指導要綱）

　　　変更時においては、変更申請または変更届の処理を行う。

　　　申請者押印の場合については、事前審査願いと同じ印とする。

３　公共施設の管理者に関する事項（雨・汚水の人孔、管渠、公共桝、取付管等）

　　　様式に記載する。記載方法については、記入例を参照する。

６　公図の写し、施行同意書（地目、土地所有者、面積を記入）

　　　公図写しへ、土地所有者等を記入し、設計者の印を押印する。または、要約書を添付する。

　　　面積については開発区域隣接地を含めて記入する。

施行同意により協議申請する場合は、施行同意書の写しを添付する。

９　土地利用計画図（用途別に着色）

　　　雨水抑制計算書に添付する工種別平面図と整合すること。

10　排水計画平面図（汚水、雨水、抑制施設等を着色、流下方向を図示）

　　　汚水・雨水本管、取付管については下水道施設平面図と同様の項目を記入する。

11　排水計画縦断図

　　　別紙縦断図記載例にならって記載する。

20～25について

　　　事前の確認資料（法令、技術上の基準等）を配布しますので、予め連絡願います。

**（参 考 資 料）**

１ 公共下水道区域外流入事前打合せ書（写）

下水道事業計画区域外である場合は、区域外流入確認書の写しを添付する。

(☆)は不要な場合がありますので、担当者に確認してください。

指導要綱の場合は「３２条」を「宅地開発指導要綱」と読み替えてください。

上記のほかに必要な手続きがある場合があります。